

(別紙様式4)

【職業実践専門課程認定後の公表様式】

令和6年8月31日 ※1
(前回公表年月日: 令和5年8月31日)

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地									
専門学校 ユマニテック医療福祉大学校		平成11年4月1日		小出益徳		〒510-0854 三重県四日市市塩浜本町2-34並びに三重県四日市市塩浜本町2-36 (電話) 059-349-6033									
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地									
学校法人みえ 大橋学園		昭和27年9月19日		理事長 大橋正行		〒510-0067 三重県四日市市浜田町13-29 (電話) 059-353-4311									
分野	認定課程名	認定学科名		専門士		高度専門士									
医療	医療専門課程	作業療法学科		平成6年文部省 告示第84号		-									
学科の目的	本校は、学校教育法第124条及び第125条第3項、126条第2項並びに、理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)、歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)に基づき、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、介護福祉士に必要な知識・技術を習得させ、豊かな人間性と教養を培うと共に社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。														
認定年月日	平成30年2月27日														
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技								
3	年 昼間	3150時間	1365時間	375時間	1410時間	0時間	0時間								
生徒総定員		生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数									
120人		52人	0人	6人	44人	50人									
学期制度	■前期: 4月1日～9月30日 ■後期: 10月1日～3月31日			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 100～80点を「A」、79点～70点を「B」、69点～60点を「C」、59点以下を「D」として不合格とする。「C」以上を持って合格とする。										
長期休み	■学年始: 4月1日 ■夏 季: 8月3日～9月1日 ■冬 季: 12月26日～1月8日 ■春 季: 3月2日～3月15日 ■学年末: 3月25日～3月31日			卒業・進級条件	進級判定会議または卒業判定会議の結果、定めた全ての科目を取得した学生は当該学年を修了し、進級または卒業することができる。										
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 面談、ホームルーム等を実施			課外活動	■課外活動の種類 スポーツ大会の開催 各種ボランティア活動への参加 ※コロナ感染拡大防止のため、一部課外活動は中止の予定 ■サークル活動: 無										
就職等の状況※2	■主な就職先、業界等(令和5年度卒業生) 病院、介護老人保健施設 ■就職指導内容 就職相談、面接指導、就職説明会など ■卒業生数 19 人 ■就職希望者数 19 人 ■就職者数 19 人 ■就職率 100 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 100 % ■その他 ・進学者数: 0人 (令和5年度卒業生に関する 令和6年5月1日時点の情報)			主な学修成果 (資格・検定等) ※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和5年度卒業生に関する令和6年5月1日時点の情報) <table><tr><th>資格・検定名</th><th>種別</th><th>受験者数</th><th>合格者数</th></tr><tr><td>作業療法士 国家試験</td><td>②</td><td>19</td><td>19</td></tr></table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例) 認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等 特になし			資格・検定名	種別	受験者数	合格者数	作業療法士 国家試験	②	19	19
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数												
作業療法士 国家試験	②	19	19												
中途退学の現状	■中途退学者 4 名 ■中退率 7 % 令和5年4月1日時点において、在学者59名(令和4年4月1日入学者を含む) 令和6年3月31日時点において、在学者55名(令和5年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 学力不足、学校生活への不適応、進路変更等 ■中退防止・中退者支援のための取組 個人面談、保護者面談、カウンセリング等														
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 ※有の場合、制度内容を記入 入学時の単位認定に関して学費減免を実施 ■専門実践教育訓練給付: 非給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載 0														
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 有 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL) 一般社団法人Jハビリテーション教育評価機構 令和2年3月31日受審(令和2年4月1日～令和7年3月31日有効認定)														
当該学科のホームページURL	ホームページアドレス http://www.humanitec-re.jp/														

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業生に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業生に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業生に占める就職者の割合」とは、全卒業生数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学状況等について記載します。

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

卒業時に求められる専門職像とその後の職種としての完成像を明らかにする。業界で求められる新しい知識技術や、現状では教育内容に過不足があると考えられるトピックを視野に入れながら日々の教育活動に求められる事柄を検討する。学生の習熟レベルと到達すべきレベルの両方を視野に入れて具体的に教育課程の編成に取り組む。評価の視点や目標を定め、次の教育課程の編成や次年度の授業内容・授業方法の検討に活かせるようにする。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

学校長の指揮の下、教育課程編成委員会を置く。学則では、第9条に「教育課程」について、学校長が必要と認めた場合は授業科目及び単位数等を追加できるとあり、その方針に則り、当委員会を開催し、教育課程の編成や授業内容・授業方法についての検討を行う。教育課程編成委員会が出た結果をもとに、学科運営会議にて教育課程について検討を行う。申請等の必要のないものは来年度事業計画の中に入れ、法人に提出され、承認されれば実施される。授業科目や単位数の変更などの場合は、まず学校運営会議で承認され、その後、学校法人の理事会に提出し、承認されれば変更申請を行い、変更許可が下りた後、実施される。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和5年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
森 久綱	三重大学人文社会学部 教授	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	②
徳田 昇	伊勢ひかり病院 リハビリテーション科 副部長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	③
田中 一彦	一般社団法人 三重県作業療法士会 会長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	①
大塚 美奈子	小山田記念温泉病院 リハビリテーションセンター長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	③
笹間 滋代	NPO法人三重県歯科衛生士会 会長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	①
松岡 陽子	四日市歯科医療センター 副センター長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	③
佐藤 成剛	医療法人(社団)佐藤病院 副理事長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	③

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「―」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年間2回、開催時期(9月、2月)

(開催日時(実績))

(開催日時)

第1回 令和5年9月14日(木)15:00～16:00

第2回 令和6年2月15日(木)14:50～16:10

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

カリキュラムマップの作成と卒業生アンケートの検討を行った。科目と科目のつながりを学生が理解できる、もう1つ何かカリキュラムマップを説明するような資料を作成する助言をいただき、反映させた。近年の学生の現状として学びへの不安感を払しょくするような授業での学生の修学支援体制について検討するよう意見を頂いた。教員の学び例を1年次から紹介する機会を作った。介護現場では経験則が重要となるが、医師や看護師からの教授の機会を確保することがさらに、重要となるため、現状すでに看護師による講師に関わってもらっているが、美容、ICT分野の先進的な知識をもつ講師からの教授機会を構築するため、カリキュラムを変更することとした。ハラスメントについて教員が学修する機会を増やしていくために、毎年、研修会を開催する。今後、専任教員以外にも機会を作る予定である。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

医療福祉分野の病院や施設との担当者と連携し、学生が現場経験を行い、実際に患者さんや利用者さんとの関わりを通して、職業及び専門的な技術や知識を学ばせる。また、患者さんや利用者さん・現場スタッフとのコミュニケーションについても適正な態度や姿勢を学ばせる。また、現場の指導者やスタッフからは、学生の技術・知識・態度・姿勢等が適切があるか、その習熟について評価してもらう。専門家としての将来像・職業イメージを明確にさせる場とする。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

実習では施設に入院している方や通っている方に対して学生が見学し、評価や治療を施設の指導者と一緒に行うことで学習していく。学生は自分が経験したことをまとめ、指導者に報告しフィードバックを受け学習を深めていく。実習終了後、指導者は学校からの評価表に基づき、基本的態度や評価技術などを評価し学校に連絡する。それをもとに学生は学校の教員よりフィードバックを受け、次の学習に活かしていく。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	科 目 概 要	連 携 企 業 等
見学実習Ⅰ	通所リハビリテーションや訪問リハビリテーションといった地域における作業療法士の役割を理解する。施設全体の概要について学習し、施設における作業療法士の仕事内容と役割について理解する。また患者様の持つ様々な障害について理解し、見学したことを伝えること、自ら疑問を持ち、調べることができることを目標とする。	実習病院および実習施設:15施設
見学実習Ⅱ	施設全体の概要について学習し、施設における作業療法士の仕事内容と役割について理解する。また患者様の持つ様々な障害について理解し、学内で学習した事を実際の臨床場面で部分的に体験する。	実習病院および実習施設:14施設
評価実習	各評価項目を実際の臨床実習で体験し、適性かつ信頼性のある検査・測定が行えるようにし、問題点を抽出しその統合と解釈が適切に行えるように学習する。	実習病院および実習施設:19施設
総合臨床実習	評価結果をもとに治療計画が作成できる能力、作業療法における治療・訓練を習得し、「作業療法士」の役割・姿勢、リハビリテーション部門の位置づけ、作業療法部門の運営・管理について学習する。	実習病院および実習施設:41施設
レクリエーション実習	「集団」の持っている様々な要因が、個人にどのような影響を与えているかを知り、治療としての必要な視点を学び、実際に実習する。	実習病院および実習施設:1施設

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

研修等に係る諸規程に従い、「本規程で定める研修の目的は、教員に対して学校運営に必要な知識及び技能を計画的に教育し、これにより各自の自己啓発を促し、教育目標を達成するに必要な指導力・専門技術をもつ教員を育成することにある(第1条)」を目的とする。基本方針は、専門技術研修(教員が専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能の修得・向上を目的として組織的な研修を行う。)と指導力研修(教員が授業及び生徒に対する指導力等の修得・向上を目的として組織的な研修を行う。)に基づいて教育・研修等を行う。これら研修は、事業計画を学科会議で作成・審議し、学校運営会議、学園理事会を経て決定される。

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

研修等に係る諸規定に基づき、教育目標を達成するに必要な指導力と専門技術をもつ教員を育成するために、指導力研修及び専門技術研修を年次計画の中で、実施していく。指導力研修については、教員が授業及び生徒に対する指導力等の向上ができるよう校内研修の計画と校外研修への積極的参加を促している。専門技術研修については、校外での実践の場で学ぶことと、専門に応じて校外で行われている各団体の研修等へ積極的に参加できるよう取り組んでいる。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

- ・第12回日本精神病院協会学術大会(令和5年11月4日～11月5日)
- ・第57回日本作業療法学会(令和5年11月10日～令和5年10月12日)

②指導力の修得・向上のための研修等

第1回教員研修会(令和5年8月23日14:00～15:30)

- (1)講師:名古屋大学ハラスメントセンター 吉村 和代 氏
- (2)テーマ:教育現場におけるハラスメント

第2回教員研修会(令和6年3月4日14:00～15:30)

- (1)講師:星城大学リハビリテーション学院 三宅 わか子 氏
- (2)テーマ:コミュニケーションスキルとコーチング

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

- ・第28回日本作業療法教育学術大会(令和6年11月3日)
- ・第12回日本精神病院協会学術大会(令和6年7月25日～7月26日)
- ・第58回日本作業療法学会(令和6年11月9日～11月10日)
- ・第23回東海北陸作業療法学会(令和6年9月14日～9月15日)

②指導力の修得・向上のための研修等

第1回教員研修会(令和6年4月1日)

- (1)講師:三重県子ども福祉部障害福祉課 東 昭宏 氏
- (2)テーマ:障害者差別解消法改正に伴う合理的配慮の義務化について

第2回教員研修会(令和6年8月19日)

- (1)講師:株式会社gene 代表取締役 張本浩平 氏
- (2)テーマ:ハラスメントおよび労働関連法と医療福祉

第3回教員研修会(令和7年3月3日)

- (1)講師 未定
- (2)テーマ 未定

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

- ①評価委員より「教員として、認定作業療法士が必要だと思う」という意見に対して、教員の質の向上を目指し、認定作業療法士や専門作業療法士に必要な研修を受けていく方向で検討する。
- ②自己評価より「ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを明確にしていく」という方針より、年度内にディプロマポリシーとカリキュラムポリシーを作成し、それに基づいて教育を行っていく。
- ③評価委員より精神分野・発達分野・身体障害分野でのニーズや課題についての発言あり、その意見に対して、各分野でのニーズや課題について、少しでも教育内容に盛り込んでいく事を検討する。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	(1)教育理念・目標
(2)学校運営	(2)学校運営
(3)教育活動	(3)教育活動
(4)学修成果	(4)学修成果
(5)学生支援	(5)学生支援
(6)教育環境	(6)教育環境
(7)学生の受入れ募集	(7)学生の受入れ募集
(8)財務	(8)財務
(9)法令等の遵守	(9)法令等の遵守
(10)社会貢献・地域貢献	(10)社会貢献・地域貢献
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

- ①評価委員より「教員として、認定作業療法士が必要だと思う」という意見に対して、教員の質の向上を目指し、認定作業療法士や専門作業療法士に必要な研修を受けていく方向で検討する。
- ②自己評価より「ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを明確にしていく」という方針より、年度内にディプロマポリシーとカリキュラムポリシーを作成し、それに基づいて教育を行っていく。
- ③評価委員より精神分野・発達分野・身体障害分野でのニーズや課題についての発言あり、その意見に対して、各分野でのニーズや課題について、少しでも教育内容に盛り込んでいく事を検討する。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和5年8月31日現在

名 前	所 属	任期	種別
甲斐 義典	三重県介護福祉会副会長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	関連団体
明石 典男	三重県社会福祉協議会事務局次長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	関連団体
太城 康良	三重大学高等教育デザイン・推進機構／医学部医学・看護学教育センター(兼)教授	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	関連団体
伊藤 正敏	三重厚生連三重北医療センター 作業療法室	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	関係企業・卒業生
増本 綾子	歯科衛生学科同窓会長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	卒業生
谷崎 知文	塩浜地区連合自治会 塩浜本町2丁目自治会長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	地域住民

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <http://www.humanitec-re.jp/>

公表時期: 令和6年3月1日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

「地域に貢献し、信頼される学校」となりうるために情報を公開する。専門学校における情報提供等への取組みに関するガイドラインに則り、学校情報を企業等の外部の方々へ提供する事で、本校に対する理解を深める。また、情報を可能な限り可視化する事で学校に関する意見等を出しやすくし、さらなる企業等の連携を強化したい。入学希望者・保護者及び高校の先生方に必要な情報を提供し、学校選びの参考としていただく。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	(1) 学校案内 本校について 教育理念と3つのポリシー 学びの特色
(2) 各学科等の教育	(2) 学科紹介
(3) 教職員	(3) 学校案内 本校について 情報の公開 職業実践専門課程
(4) キャリア教育・実践的職業教育	(4) 学校案内 本校について 情報の公開 キャリア教育・実践的職業教育
(5) 様々な教育活動・教育環境	(5) 学校案内 キャンパスライフ スケジュール・イベント 施設紹介
(6) 学生の生活支援	(6) 学校案内 キャンパスライフ 学生寮
(7) 学生納付金・修学支援	(7) 学校案内 デジタルパンフレット
(8) 学校の財務	(8) 学校案内 本校について 情報の公開 財務
(9) 学校評価	(9) 学校案内 本校について 情報の公開 学校関係者評価報告書
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

〈ホームページ〉・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())
 URL: <http://www.humanitec-re.jp/>

授業科目等の概要

(医療専門課程作業療法学科)															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			コミュニケーション学	社会人としての基本的マナーを身につけ、医療従事者として、良好な人間関係、信頼関係を築くための具体的なコミュニケーションスキルを学ぶ。職場の中で良い人間関係を築くために心掛けなければならないポイントを学ぶ。	1前	30	2	○			○				○
○			基礎統計学	統計学に関する基本的な考え方や知識を習得し、統計学に関する学習を通して、論理的に考える力を養う。	2	15	1	○			○				○
○			情報処理演習	今後の学校生活や社会で必要となるパソコンやネットワーク、アプリケーションソフトの基礎知識及び技術を習得する。	1前	30	1		○		○				○
○			社会学	新聞記事・映像資料（ドキュメンタリー）を活用して経済現象の変化をわかり易く解説する。	1前	30	2	○			○				○
○			生物学	「生物」に関する基本的な知識を取得する。	1前	15	1	○			○				○
○			生命倫理学	生命倫理の理論的原則を理解し、臨床での倫理的諸問題に対する感受性を養うことにより、ひとりの医療専門家として倫理的な判断や提言ができるようになる。	1後	30	2	○			○				○
○			心理学	心理学の中でも基礎的な領域について、その主要内容を学習する。	1前	30	2	○			○				○
○			言語表現技術	社会人としての基礎的な文章表現技術を身に着ける	1後	15	1	○			○				○

○			言語表現学	専門的技術を活かし組織内で働くことが予想される中で、社会人として、意思や情報の伝達に必要不可欠な日本語の表記、文章表現を身につける。	1 前	30	2	○			○			○	
○			解剖学	正常な人体の構造に関する基礎的な知識を修得し、解剖用語の暗記に終止せず、視覚的な「形」のイメージを大切にし、「働き」も合わせて理解する。	1 通	60	2	○			○				○
○			解剖学演習	解剖学（主として骨・筋）、生理学など基礎となる知識を演習を通して専門領域の学習につなげられるようにする。	1 通	60	2		○		○				○
○			生理学	人体の基本となる細胞レベルから臓器、運動、感覚などの具体的なレベルまで包括的に仕組みを理解し、更にはそれらの関係性を統合できる能力を身につけ、今後の学習に応用できる基礎知識を得ることを目標とする。	1 通	60	2	○			○				○
○			生理学演習	生理学の講義進行に合わせながら、実際に問題を解くなどにより、講義で得た知識をより深く理解する。	1 通	60	2		○		○				○
○			運動学	運動学は人体の運動の仕組みを学ぶ自然科学の一分野である。講義は力学・解剖学・生理学を基礎に全身の関節の形態・構造、筋肉の作用について述べ、人体の動き・動作・機能を理解することを目標とする。	1 通	60	2	○			○			○	
○			運動学演習	運動学は人体の運動の仕組みというリハビリテーションを行う上で欠かすことのできない基礎分野の一つである。運動学の講義進行に合わせながら問題を解くことで、運動学への理解を深めることを目標とする。	1 通	60	2		○		○			○	
○			神経学	疾病の全体構造、神経、筋の基本的理解を踏まえて各種疾病を理解する態度を学ぶ。	1 後	30	1	○			○			○	
○			人間発達学	人間のライフステージおよび各期の発達変化を学習し、身体・運動面及び心理・社会面の一般的な発達を理解する。	1 通	30	1	○			○			○	

○			神経内科学	神経内科の疾患を極めて多彩であり深いため、個々の疾患を常に全身性疾患の関わりのなかで捉えることを理解し、神経内科における疾患の位置づけを学ぶ。	2	30	2	○			○			○	
○			精神医学	精神障害を理解し、障害者への適切な対応方法を獲得する。また症患者を具体的にイメージ、患者のポイントを把握する。	1 前	15	1	○			○			○	
○			精神医学演習	精神医学の授業と連動しつつ視聴覚教材を用いたり、ディスカッションを行うことを通して基本的な精神疾患について具体的に理解する。	1 前	15	1		○		○			○	
○			内科学	臨床で特に必要な内科的疾患の概要について把握する。	2	15	1	○			○			○	
○			老年医学	老年者の心身の医学的特徴を知り、知識を広くし、臨床上どのようなことに注意しなければならないか学ぶ。	2	15	1	○			○			○	
○			リハビリテーション概論	リハビリテーションの理念と歴史、障害とは何か、障害の構造および心理的過程を学び、チーム医療としてのリハビリテーションを理解する。	1 前	30	2	○			○		○		
○			社会福祉学	社会福祉についてのサービスと各種制度など専門職として備えるべき基礎的な知識と意識を学ぶ。	2	30	2	○			○			○	
○			作業療法概論Ⅰ	作業療法に関する基礎的知識について学習し、作業療法士としての専門性を理解する。また作業療法士としての資質と特性を理解し、自身の価値観や感性、能力について見つめる機会とする。	1 後	30	2	○			○		○		
○			作業療法概論Ⅱ	作業療法の理論的展開の歴史を知る。また、作業療法の代表的理論を理解する。	2	30	2	○			○			○	
○			基礎作業学	作業療法の治療手段として用いる作業（活動）が、人の心や身体、生活にどう関わるのか作用と効果を理解する。また作業分析を行いその特性を知ることにより適切な作業の選択や段階づけ修正などを学ぶ。	1 後	30	2	○			○		○		
○			作業療法管理学	医療保険制度、介護保険制度を理解し、職場管理、作業療法教育に必要な能力を培い、職業倫理を高める。	3	30	2	○			○		○		

○		評価学Ⅰ	作業療法の基礎的な評価の視点を理解し、評価（ROM-TとMMT）を指導者のもとで実施できる。また簡単な計測機器等の使用方法を修得する。	1 後	60	2	○ 30		○ 30	○		○		
○		評価学Ⅱ	作業療法評価方法論を理解し、実際に行う。	2	60	2	○ 30		○ 30	○		○		
○		評価学Ⅲ	臨床で必要とされる医用画像について（X線、MRI、CT、VFなど）その診かたなどを学び作業療法を展開する上での基礎的な知識を修得する。	3	15	1	○			○		○	○	
○		精神機能評価学	精神機能作業療法の評価技法について学習する。基本的技法である「観察・面接」を客観的な視点で行い、観察事項をまとめ表現することができる。	2	30	1			○	○		○		
○		身体機能評価学	ADLの評価項目について評価を実施し問題点を理解する。	2	30	1			○	○		○		
○		身体機能作業療法学Ⅰ	身体障害領域における作業療法の基本的考え方や基礎知識を学習し、作業療法のプロセス・手段・役割を把握し、対象となる障害の理解とそれに対する基本的なアプローチの考え方や方法を習得する。	1 後	30	1	○			○			○	
○		身体機能作業療法学Ⅱ	身体障害（脳卒中・脊髄損傷）の作業療法過程（障害の概要・特徴・評価・治療の原則）を理解する。	2	30	1	○			○		○		
○		身体機能作業療法学Ⅲ	身体障害領域の作業療法の実際について理解し、各種評価・治療の手技を修得する。	2	30	1	○			○		○		
○		身体機能作業療法学Ⅳ	症例検討方式で神経筋疾患、骨折、内科疾患に対する作業療法治療の展開について学ぶ。	2	30	1	○			○		○		
○		身体機能作業療法学Ⅴ	肩の動き、歩行動作などの分析と障害による動作特性を学ぶ。物理療法学の基礎的知識を習得する。	2	30	1	○			○			○	
○		発達過程作業療法学	人間の一生における発達過程と各段階での発達課題の理解する。それぞれの過程で生じる疾患と障害における成り立ちと基本的知識・作業療法に必要な評価・援助過程について理解する。	2	15	1	○			○		○		

○		精神機能作業療法学Ⅰ	精神障害の作業療法について基本的事項を学習し、理解する。	1 後	30	1	○			○	○		
○		精神機能作業療法学Ⅱ	精神障害作業療法の治療要素・構造・形態について学び、個人と集団の治療的活用を理解する。	2	30	1	○			○	○		
○		精神機能作業療法学Ⅲ	精神科作業療法の対象となる疾患・障害の特性、各疾患に対する作業療法の実施原則、精神障害者に関する法律および福祉施策について理解する。	2	30	1	○			○	○		
○		作業療法治療学演習	作業療法で用いる自助具やスプリントや吸引・吸痰についても実習で学ぶ	2	15	1		○		○	○	○	
○		作業療法治療学演習Ⅰ	代表的な作業療法の対象疾患について、今まで学習してきた知識を統合し、論理的思考のもとに推察する力を養成する。	2	30	1		○		○	○		
○		高次脳機能作業療法学	高次脳機能障害として失語、失行、失認、健忘の障害別に理解し、中枢神経病変における脳卒中・認知症等の疾患別の特徴を学ぶ。	2	30	1	○			○		○	
○		レクリエーション実習	「集団」の持っている様々な要因が、個人にどのような影響を与えているかを知り、治療としての必要な視点を学び、実際に実習する。	2	30	1			○	○	○	○	○
○		義肢装具学	作業療法士に必要な、義肢装具の処方から装着・適合までを理解し習得する。	2	15	1	○			○		○	
○		職業関連活動	職業関連活動における作業療法士の役割を理解すると共に、各種評価法の手法を修得する。	2	15	1	○			○		○	
○		日常生活動作学	日常生活活動における各動作の標準的遂行要素を分析しその特徴と、評価の位置づけを理解する。各種評価様式とその利用法を習得し、障害別生活障害の特徴と改善のための援助・指導方法を学習する。	2	30	1	○			○		○	
○		作業療法研究法	研究法について文献検索、統計及び発表の方法、論文作成を経験を通して学ぶ。	3	60	2		○		○	○	○	○
○		基礎作業実習Ⅰ	作業療法で使用される様々な作業の基本技法と作業分析の視点を学ぶ。	1 後	30	1			○	○		○	
○		基礎作業実習Ⅱ	作業療法に利用できるように、革細工の基本的な技法を習得し、工程分析ができる。	2	30	1			○	○		○	

	68科目	3150 單位 (單位時間)
--	------	----------------

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：	卒業認定は全ての授業科目及び実習の単位を修得した学生について、各学科の学科教務会議、学校運営会議を経て、学校長が決定する。卒業認定には、出席すべき日数の3分の2以上の出席日数を必要とする。	1 学年の学期区分	2 期

教育課程に定める授業科目履修の認定は試験、学習状況及び学習報告、出席状況等の評価によって行う。ただし実習については実習評価によって認定する。	1 学期の授業期間	15 週
---	------------------	-------------

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。